

第 15 章

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などによる給付が行われています。

市では、これらの権利の失権防止に努めるとともに、恩給法に基づくものを除いた各種請求の進達事務等を行っています。

1 戦没者の遺族援護

軍人、軍属が公務傷病により死亡したとき、その遺族に対して、公務扶助料あるいは遺族年金などが支給されます。また、戦没者の妻及び子も孫もない父母に対して特別給付金が支給されます。なお、公務扶助料などの受給権者がいなくなった遺族には、特別弔慰金が支給されます。

2 戦傷病者等の援護

旧軍人、準軍人、軍属等が公務上の傷病により障害を有することとなった場合は、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、特別傷病恩給又は障害年金が支給されます。また、戦傷病者等の妻等に特別給付金が支給されます。

3 戦没者を追悼し平和を祈念する日の行事

本市の戦没者及び戦災死没者の霊を弔うため、毎年8月15日に市内5か所の忠魂碑に参拝し、冥福を祈っています。

また、市民、市内の各施設に対し、半旗の掲揚、正午1分間の黙とうを呼びかけ、戦没者、戦災死没者の冥福を祈り、追悼を行っています。

忠魂碑	場	所
中崎忠魂碑	相生町1丁目9	中崎遊園地
林忠魂碑	宮の上5-1	林神社内
大久保忠魂碑	大久保町大久保町910	住吉神社内
魚往忠魂碑	魚住町西岡500-1	魚住市民センター
二見忠魂碑	二見町東二見1324-1	御厨神社内

4 戦没者及び戦災死没者追悼式

毎年市主催による戦没者、戦災死没者の追悼式（「明石市平和祈念式典（戦没者追悼式）」）を、明石市民会館中ホールで、実施しています。

なお、2019年度は、2019年6月8日に実施しました。

（戦没者数2,646人、戦災死没者数1,496人）